

通学課程の初日に提出

課題 3. 認識すべきネットワーク・専門機関の知識

領域	区分	内容
Ⅳ三	講義	専門機関(主に公的機関)を調査して、以下の空欄を埋めましょう。 インターネット検索や記載のURLを参考にしましょう。
配当時間		
3 H		

会場: _____ 氏名: _____ 提出日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

1. わかものハローワーク（「わかもの支援コーナー」、「わかもの支援窓口」）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000181329.html>

わかものハローワーク（支援コーナー、支援窓口）では、**正社員就職** を目指すおおむね **35 歳未満** の方が利用でき、様々なサービスを **無料** で受けることができる。

【主な支援メニュー】

- 専門の職員である **就職支援ナビゲーター** (※) がマンツーマンで就職活動をサポートする。
- 正社員就職に向けた **支援プラン** の作成、職業相談・職業紹介、応募書類の添削、面接指導など
- 就職に役立つ各種 **セミナー** 等の実施
 - ・個別支援、セミナー、履歴書等の作成相談、面接指導等は **事前の予約** が必要な場合がある

地元企業はもちろん、**全国** の求人も探すことができる。求人はハローワークインターネットサービスでも公開中であるが、わかものハローワーク（支援コーナー、支援窓口）では **インターネット上では公開していない** 求人も用意している。

また、**UIJターン** 就職のような地元・地方での就職の希望や悩みにも答えている。

- 職場定着支援や若者の **「使い捨て」が疑われる** 企業などに関する相談も実施している。
- 職業訓練の紹介
 - 職業訓練に関する情報提供、訓練受講に向けた相談を地域の **ハローワーク** と連携して実施している。

2. 新卒応援ハローワーク <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000132220.html>

新卒応援ハローワークは、大学・大学院・短大・高専・専修学校など（以下大学等）の学生・生徒の方やこれらの学校を卒業後おおむね **3 年以内** の方が無料で利用できる施設。各都道府県に 1 か所以上、全国 56 か所（令和 4 年度）に設置している。

【主な支援メニュー】

- 専門の **就職支援ナビゲーター** が、担当制で個別に支援を実施
- **エントリーシート** や履歴書などの作成相談、添削
- 模擬面接、面接指導
- 全国各地の **求人情報（仕事情報・企業情報）** の検索
- 就職面接会や就職活動に役立つセミナーなどのイベント開催
- **学校** との連携

大学等に若年者支援専門の **就職支援ナビゲーター** が出張し、各学校の要望に応じて、**学生・生徒への就職相談** ・就職セミナー等のイベントなどを実施。

3. ジョブカフェ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jakunen/jobcafe.html

ジョブカフェは **都道府県** が主体的に設置する、若者の就職支援をワンストップで行う施設である。厚生労働省は、都道府県の要望に応じて **ハローワーク** を併設させ、職業紹介等を行うなど、都道府県と連携しながら支援に取り組んでいる。

正式には「**若年者のためのワンストップサービスセンター**」といい、若者が自分に合った仕事を見つけるためのいろいろなサービスを1か所で、もちろんすべて無料で受けられる場所であり、現在、46(令和4年度)の都道府県が設置している。ハローワークを併設しているジョブカフェもある。ジョブカフェの多くは **県庁所在地** にあるが、地域によってはサテライトという出張所を作ってサービスを行っているところもある。ジョブカフェでは、各地域の特色を活かして就職セミナーや職場体験、カウンセリングや職業相談、職業紹介などさまざまなサービスを行っている。また、**保護者向け** のセミナーも実施している。

➤ ご自身の活動エリアにあるジョブカフェを調査し、下にレポートしてください。

機関名： _____

所在地： _____

主な支援内容（特徴）： _____

4. 地域若者サポートステーション

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/saposute.html

地域若者サポートステーション（愛称：**サポステ**）は、働くことに悩みを抱えている **15** 歳～ **49** 歳までを対象に、**就労に向けた支援** を行う機関。

サポステは、厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがある民間団体などが運営しており、全国の方が利用しやすい「**身近に相談できる機関**」として、全ての**都道府県**に設置されている。(全国**177**か所(令和4年度))。

支援対象者

「働きたいけど、どうしたらよいかわからない…」、「働きたいけど、人間関係のつまづきで退職後、ブランクが長くなってしまった…」など、**働くことに悩みを抱えている**方の就労を支援している。

* 平成30年度以降、「就職氷河期無業者総合サポートプログラム」の事業実施拠点として、一部のサポステで40歳～44歳の就労支援が始まり、令和2年度より全国のサポステにおいて49歳まで支援対象が拡大した。

➤ ご自身の活動エリアにあるサポステを調査し、下にレポートしてください。

機関名： _____

所在地： _____

主な支援内容（特徴）： _____

5. マザーズハローワーク・マザーズコーナー

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/mother.html>

- 仕事と家庭**を両立したい人を無料でサポートしている。主なサービスは、
- **キッズコーナー**の設置やチャイルドシートをおけるゆったりした相談スペースなど、**お子さま連れ**でも安心して利用しやすい環境を整備
 - 担当者制による1人ひとりの状況に応じた就職支援の実施
 - 子育てと両立しやすい仕事の紹介
 - 地域の保育情報や子育て支援サービスなど、**子育て支援に関する情報**の提供
 - 就職に役立つセミナーの開催。託児サービス付きのセミナーもある

6. 母子家庭等就業・自立支援センター

<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/syuugyou-jiritsu-center>

こども家庭庁の施策の一つ。母子家庭の母及び**父子家庭の父**の自立支援のため、都道府県・指定都市・中核市が実施主体（母子福祉団体等へ委託可能）となり、母子家庭の母等に対して、**就業相談**から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービス提供を行うとともに、**弁護士**等のアドバイスを受け**養育費**の取り決めなどの専門的相談を行う。

7. 高齢・障害・求職者雇用支援機構

<https://www.jeed.go.jp>

高齢・障害・求職者雇用支援機構（**J E E D**）では、**高齢者**雇用の支援、**障害者**の雇用支援、**職業能力開発**の支援を行っている。

【全国の施設】

- ・ **都道府県** 支部
- ・ **地域障害者職業センター**…障害者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施している。
- ・ **職業能力 開発促進センター** (ポリテクセンター) … **求職者の再就職** を支援するための職業訓練、 **中小企業** 等で働く方々を対象とした職業訓練や人材育成等の支援を行っている。
- ・ **職業能力開発大学校／職業能力開発短期大学校** (**ポリテクカレッジ**) … **高校卒業者** 等の方を対象に、ものづくりの基本を習得し、企業の製造現場での最新の技能・技術に対応できる人材の養成を行っている。
- ・ **広域障害者職業センター**…埼玉県と **岡山県** に設置されている。
- ・ **職業能力開発 総合** 大学校…職業訓練指導員の養成及び全国の訓練機関等の在職指導員に対する再訓練、並びに職業能力開発に関する調査・研究を行っている。
- ・ **障害者職業総合センター** (調査・研究、技法開発、図書情報) …職業リハビリテーションサービスの基盤整備と質的向上を図るため、職業リハビリテーションサービスに関する研究、技法の開発等を行っている。

【高齢者雇用の支援】

- ・ 高齢者の雇用に取り組む **事業主** の方への相談窓口、 **助成金** の受付、イベント・セミナーの開催や調査研究に関する情報等を提供している。

【障害者の雇用支援】

- ・ 障害者の雇用支援に関する相談窓口、 **障害者雇用納付金** の申告や助成金の受付、イベント・セミナーの開催や調査研究に関する情報等を提供している。

➤ ご自身の活動エリアにある地域障害者職業センターを調査し、下にレポートしてください。

機関名： _____

所在地： _____

主な支援内容（特徴）： _____

8. 生活困窮者自立支援制度（自立相談支援機関）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

平成 27 年 4 月から、生活困窮者の支援制度が始まり、生活全般にわたる困りごとの相談窓口が全国に設置されている。

働きたくても働けない、住む所がない、などの相談に対して、相談窓口で一人ひとりの状況に合わせた **支援プラン** を作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。

【支援事業】

○ **自立相談** 支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口で支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な **支援プラン** を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

○ **住居確保給付** 金の支給

離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人に対して、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。
※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象

○ 就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそって、**一般就労に向けた基礎能力** を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。

○ **家計改善** 支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が **自ら家計を管理** できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。
※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象

○ 就労訓練事業

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業（いわゆる **「中間的就労」**）もある。

○ 生活困窮世帯の子ども **学習・生活支援** 事業

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。

○ 一時生活支援事業

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、**宿泊場所や衣食** を提供する。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う。
※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象

9. 総合労働相談コーナー <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

総合労働相談コーナーでは・・・

職場のトラブル に関する相談、解決のための情報提供をワンストップで行っている。

- 解雇、雇止め、**配置転換**、賃金の引下げ、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどの **あらゆる分野の労働問題** を対象としている。

- **性的指向・性自認** に関連する労働問題も対象としている。
- 労働者、事業主どちらからの相談も、**学生・就活生** からの相談も受付ける。
- 外国人労働者等からの **多様な言語** による相談も受付けている。
- 専門の相談員が面談もしくは電話で対応する。
- **予約不要** 、利用は無料。
- 相談者の方の **プライバシーの保護** に配慮した相談対応を行う。
- 「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、労働相談を受け付けるほか、「**助言・指導**」や「**あっせん**」を案内している。
- **労働基準法** 等の法律に違反の疑いがある場合は、行政指導等の権限を持つ担当部署に取り次ぐことになる。
- 希望する場合は、裁判所、地方公共団体（都道府県労働委員会など）、法テラスなどの他の紛争解決機関を情報提供している。

10. 精神保健福祉に関する専門機関

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/heart/k-08-003.html>

<https://www.zmhwc.jp/center.html>

精神保健福祉センターは、**精神保健福祉** 法第6条に規定された都道府県（指定都市）の精神保健福祉に関する技術的中核機関。**保健所** は、地域保健法第3章に規定された地域保健対策の広域的・専門的・技術的推進のための拠点。

（1）精神保健福祉センター

都道府県（指定都市） に必置の機関。「精神保健福祉センター運営要領」（2013年4月26日一部改正）では、「都道府県（指定都市を含む）における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、**地域精神保健福祉活動推進** の中核となる機能を備えなければならない」とされている。

業務は、「1. 企画立案」「2. 技術指導及び技術援助」「3. 人材育成」「4. 普及啓発」「5. 調査研究」「6. **精神保健福祉相談**」「7. 組織育成」「8. 精神医療審査会の審査に関する事務」「9. 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉 **手帳の判定**」があげられている。

（2）保健所

保健所は、地域保健法により、**地域保健対策** の広域的・専門的・技術的推進のための拠点に位置づけられている。

業務は、「1. 企画調整」「2. 普及啓発」「3. 研修」「4. 組織育成」「5. 相談」「6. 訪問指導」「7. **社会復帰及び自立と社会参加への支援**」「8. 入院等関係事務」「9. ケース記録の整理及び秘密の保持等」「10. 市町村への協力及び連携」があげられている。

11. ミラサポplus

<https://mirasapo-plus.go.jp/>

「ミラサポ p l u s」は、**中小企業**・**小規模事業者** 向けの補助金・給付金等の申請や事業のサポートを目的とした、経済産業省の w e b サイト。様々な制度を検索できる機能や、各制度の説明や事例を案内している。また、各種の経営相談の窓口についても、サポートが可能な支援者・支援機関を紹介している。

12. 独立行政法人 労働政策研究・研修機構（ **J I L P T** ）

<https://www.jil.go.jp/>

厚生労働省所管 の独立行政法人であり、平成 15 年 10 月に日本労働研究機構と労働研修所（厚生労働省）を統合し設立された。

内外の労働に関する事情及び **労働政策** についての総合的な調査及び研究等、その成果の普及を行うとともに、その成果を活用して、**労働大学校** などで厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行い、我が国の **労働政策の立案** 及びその効果的・効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的としている。

○ **調査研究** 活動

厚生労働省の労働政策の企画立案及び推進に資する質の高いものに重点化した調査研究を実施している。調査研究は、民間企業及び大学等の研究機関においてはなし得ない研究内容に一層厳選して実施することとしている。

1. プロジェクト研究 2. 課題研究 3. 緊急調査

また、内外の労働政策の情報や、各種の統計データ等を機動的に収集・整理して調査研究活動の基盤等とするとともに、海外の研究機関、研究者とのネットワーク形成を通じて、**国際的な視野** に立った政策研究を進めている。

○ **研修研究** 活動

厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うとともに、研究員による研究成果を反映させ、研修内容の充実を図る。併せて、研修の場を通じて、労働行政の現場で生じている問題や第一線の労働行政機関の担当者の問題意識を吸い上げ、研究に活かしている。

○ 成果の普及・政策提言

労働政策の企画・立案に貢献し、国民各層における政策論議の活性化に寄与することを目的として、労働政策研究報告書、ニュースレター、ホームページなどを通じて迅速に発表するとともに、**労働政策フォーラム** などを開催し、開かれた政策論議の場を提供している。